

『5 ページで解かる JCLP』

(本紙は、JCLP の考え・活動・提言等を 5 ページに凝縮したものです。JCLP を最大限活用頂く為に、ご加盟前にご一読ください)

理念・活動方針・中期目標

パーパス

気候危機の回避に向け、速やかな脱炭素社会への移行を実現し、1.5℃目標の達成を目指す。

ビジョン

脱炭素社会への移行を先導することで、社会から求められる存在になる。

活動方針

次の 5 本の柱で日本をリードし、政策変化を実現する。

- (1) 政策関与
- (2) 自社の脱炭素化推進
- (3) 社会の脱炭素化へのソリューション提供
- (4) 社会とのコミュニケーション
- (5) グローバルネットワークとの連携

中期目標 (2020～2023 年)

- (1) 1.5℃に整合する 2030 年温室効果ガス削減目標への見直し
- (2) 2030 年までに再エネ率 50%と再エネ価格競争力向上を達成する政策の策定
- (3) カーボンプライシングの導入
- (4) 脱炭素ビジネスの創出と普及拡大
- (5) 再エネの低コスト化と調達手段多様化
- (6) 実践の場作り、サポート提供

会員のコミットメント

- (1) パリ協定に賛同し、脱炭素型ビジネスへの移行を促進する（逆行する事業は脱却に努める）
- (2) 2050 年迄のネットゼロ宣言や RE100、EP100、EV100 等への積極的な参加に努める
- (3) サプライヤー・顧客に働きかけ、バリューチェーン全体の脱炭素化に努める
- (4) JCLP の一員として、政策関与や脱炭素ビジネスの協働に賛同・協力する

加盟要件

賛助会員

- (1) JCLP [賛助会員規約](#)に同意する
- (2) JCLP の理念、コンセンサス、提言等を理解し、それに賛同する
 - ✓ パリ協定の主旨に賛同している
 - ✓ 1.5℃目標と整合する脱炭素社会への移行を支持している
- (3) (現在途上でも) 真剣に脱炭素化に取り組む姿勢がある
- (4) 脱炭素社会移行に逆行するような課題を有していない
課題例)
 - ✓ 新規の石炭火力発電事業に事業主体として関与している
 - ✓ 脱炭素社会移行に関連する分野において訴訟をうけている
 - ✓ 自社として再エネ・炭素価格付に反対する姿勢の内外への提示 など
- (5) 対象範囲
 - ✓ 法人、地方公共団体、または法人格を持たない団体(任意団体等)
 - ✓ 加盟企業内限りの情報共有、活動参加 (親会社・グループ会社は原則不可。詳細は別資料参照。)
- (6) 対外的発信等
 - ✓ 加盟に伴うプレスリリースの発表 (強く推奨)
 - ✓ その他、JCLP の目的・基本姿勢に同意し、対外的に表明する意思がある
- (7) 加盟企業の業種バランスが偏らない (特定業界で 3 割を超えない) こと¹
 - ※ 再エネ電力に関連する事業²の売上が 5 割以上占める場合、加盟をお待ち頂く場合がございます

正会員

上記、賛助会員の要件に加え、リーダー企業に相応しい取組実績と、JCLP への貢献を通じ、社会を牽引する意欲があること
(※以下を踏まえた総合評価)

- (1) JCLP [正会員規約](#)に同意する。
- (2) コミットメント
 - ・ 気候変動への危機意識を有し、1.5℃目標達成への意図が確認できる (対外公表資料等)
- (3) 実際の取り組み
 - ・ 国内・業界のトップレベルの取組みが確認できる
 - ✓ 目標レベル (SBT1.5℃、またはそれに相当するレベル)
 - ✓ 実践レベル (RE、EV など、脱炭素分野の実践活動)
 - ✓ その他 (サプライチェーン働きかけ、脱炭素ビジネス等)
- (4) 企業としてのプレゼンス
- (5) 社会の脱炭素化を牽引し、JCLP の発展に貢献する意欲を持つ
- (6) 全正会員における、業種バランス
- (7) 社内リソース確保
 - ・ 毎月の定例会合・分科会への部課長以上の参加、提言手交・VIP クラスイベント等への経営層参加

¹ 多種多様な企業が加盟し、業界の枠を超えた活動・提言に取組む為。

² 「再エネ電力に関連する事業」とは、メーカー、開発、発電、小売り、O&M、ファンド、情報サービス (含むコンサル) 等が対象。電力以外の再エネ関連事業 (熱等) は含まず。

コンセンサス³

1. 気候変動への危機感

- (1) 気候変動は人々の生活や企業活動に不可欠な社会の安定を脅かす重大な危機である。
- (2) そのリスクは既に顕在化しており、世界各地で気候変動によるものと思われる様々な自然災害による損害が発生している。今後、気温上昇が続けば、気象災害の増加、食糧生産性の低下、人々の健康や生態系への悪影響などのリスクが増大し、その被害は膨大なものになると考えられる。

2. 科学の知見および国際的合意の尊重

- (1) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）をはじめとする気候変動に関する科学の最新知見を真摯に受け止め、気候変動の進行は疑う余地なく、人間活動が主因であるとの認識をもつ。
- (2) 気温上昇を 1.5℃未満に抑えるためには、温室効果ガスの累積排出量が上限値（炭素予算）を超えず、出来る限り低くなるようにしなければならない。
- (3) 早急に化石資源に依存した経済から脱し、持続可能な社会インフラへ転換しなければならない。
- (4) 世界各国が様々な利害を乗り越えて採択したパリ協定等の国際的合意を尊重する。

3. 次世代への責任

- (1) 問題を先送りせずに対策を行うことは、現役世代の責務である。将来世代に過大な負担を強いることがないよう、現役世代のニーズを満たしながら、将来世代に対する責任を果たす必要がある。

4. 日本の果たすべき役割・取組意義・ポテンシャル

- (1) 日本は先進国の一員として、これまでに多量の温室効果ガスの排出を行ってきた責任がある。現在も世界第 5 位の多量排出国。一人当たりの排出量は、中国の 1.25 倍、インドの 5 倍。
- (2) 資源に乏しく、技術に強みを持つ日本が世界に先駆けて脱炭素社会構築ができれば、世界の尊敬を集めるとともに、国際競争力強化に繋がる。また、エネルギー自給率を上げることで、富の流出を抑制し、新たな雇用と所得を生み出すことが可能となる。
- (3) 公害を克服してきた国民の環境意識、石油ショックの苦境を省エネによる低燃費自動車の実現などで競争力の源に転化した経験など、日本は脱炭素社会への転換に必要な基盤を有している。

5. 企業の責任、脱炭素への取組意義・姿勢

- (1) 日本の温室効果ガスの排出の大半に企業活動が関与しており、企業が積極的に脱炭素社会構築の牽引役にならねばならない。
- (2) 脱炭素社会の実現には、産業界が建設的な危機感を持ち、積極的な行動をとる必要がある。
- (3) 脱炭素移行に先陣を切る事をビジネスチャンス、成長の機会と捉える。
- (4) 脱炭素化を経営課題、経済活動の前提として捉え、持続可能な脱炭素社会の実現を目指す。
- (5) 世界のマーケットは急速に脱炭素社会を前提とする形に移行を進めており、その変化にいち早く対応することが、企業や国の競争力を向上させていく。逆に対策が遅れば、競争力低下、サプライチェーンや投資対象から外される懸念がある。

³ JCLP の活動や政策提言/意見書等の検討にて、前提・土台として共有している考え・認識

6. 政策提言に対する姿勢

- (1) 気候変動対策は将来への投資。「できること」ではなく「何をすべきか」を重視する。
- (2) 企業の取組みが脱炭素社会構築やビジネスチャンスの実現に繋がるような政策を、政府に提案・提言していくべき。
- (3) イノベーション創出には温室効果ガス削減に先行して取り組む人や企業が報われることが重要。早期行動が経済的に報われる政策の導入を目指す。
- (4) 政府が野心的かつ実現可能な長期戦略の絵姿を打ち出すことは、日本企業が中長期的な事業構成や投資配分を見直し、新たな座礁資産を回避して、社会全体が脱炭素へ転換することを可能とする。また、気候変動リスク・機会に関する情報の基準等が整備されることは、気候変動の影響を踏まえた効率的なビジネスの意思決定と積極的な投資を可能とする。

7. 他者との協力

- (1) 国内外で政府、企業、市民と一丸となり、積極的な取り組みを進める。

これまでの提言/意見書の要旨⁴

<基本姿勢>

1.5℃未満と整合した目標

- (1) 日本の目標は、気候変動による深刻な被害を回避すべく、気温上昇を 1.5℃未満に抑制できるよう、IPCC が示した排出量上限値を参照すべきである。

2030 年の対策強化

- (1) 2050 年カーボンニュートラルの達成には、そこへ向かう経路についても十分注意し、2030 年に向けた対策を強化しなければ、気候変動に歯止めをかけることはできない。

脱炭素技術の開発・普及

- (1) 非連続イノベーションに加え、EV、再エネ、断熱技術、IoT によるエネルギー効率改善といった現在利用可能な技術の普及に向けて必要な環境整備に政策資源が投入されることを期待。
- (2) エネルギー効率と再生可能エネルギーを脱炭素化の中心におく。

再生可能エネルギー

- (1) 再エネは脱炭素社会実現のための重要なドライバーの 1 つ。系統強化、規制合理化、コスト低減を行い、着実に導入量の増加を図るべき。
- (2) 日本の電力システムを考える上で、再エネの社会的便益を適切に評価するとともに、国全体でそれらを共有する。
- (3) 導入ポテンシャルの大きい再エネ（風力発電等）の開発リスクを低減するために、中長期的視点に立った制度支援が必要。
- (4) 需要家と発電事業者の直接電力購入契約（PPA）等、再エネの調達手段の多様化が必要。

⁴過去の提言は JCLP 公式ホームページ参照 <https://japan-clp.jp/about/proposal>

省エネルギー

- (1) 高齢者の健康維持など多面的なメリットがある家庭の省エネ、オフィスの効率化に資する業務部門の省エネ等、有効な対策を十分に強化すること。

石炭火力発電からの脱却

- (1) 寿命の長いインフラである発電所は、一度導入・建設された場合、長期にわたり CO2 排出に影響を与え、即時の CCS 等の設置がない場合は、「高効率」とされるものも含め石炭火力発電を新設する余地はほぼ残されていない。
- (2) 着実なフェードアウトの推進を支持し、新規の石炭火力発電所の建設中止を求める。

炭素排出量に比例したカーボンプライシングの導入

- (1) 気候危機の回避には効果的なカーボンプライシング制度が重要。
- (2) 社会全体の「行動の変化」と「削減コストの最小化」のためには、炭素排出量に比例した明示的カーボンプライシング（炭素税や排出量取引）が有効。
- (3) 適切な炭素税・排出量取引の導入は経済成長につながる。

その他

- (1) 自然による CO2 の吸収・固定化能力を高めるために、森林保全・修復を気候変動対策の一環として位置づける。
- (2) 科学的見地に基づく進捗のレビューと、レビューに基づく中間目標や対策の見直し・強化を随時行うためのメカニズム（PDCA の仕組み）の導入が必要。

<具体目標>

2030 年温室効果ガス削減目標

日本の温室効果ガス排出削減の中期目標として「2030 年までに国内の GHG 排出量を 2013 年比 50%以上削減」を掲げることを求める。

2030 年時点の電力需給見通しに対する電源構成（エネルギーミックス）に占める再生可能エネルギーの割合

パリ協定の 1.5℃目標達成に向けてエネルギー基本計画では「2030 年再エネ比率 50%」を目指す必要がある。

以上